

議員提出議案等　－　令和元年

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第3号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）	可決	6月28日
発議第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）	可決	6月28日
発議第5号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）	可決	6月28日
発議第6号	主要農作物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書（案）	可決	6月28日
発議第7号	発達障害児の早期診療の対応を求める意見書（案）	可決	10月1日
発議第8号	日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）	可決	12月18日

※ 次ページから各発議の内容を掲載しています。

令和元年（2019年）6月28日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 岡 田 美津子

〃 杉 原 利 明

〃 澤 井 信 秀

〃 山 村 恵美子

〃 鈴 木 深由希

〃 藤 井 憲一郎

〃 新 田 真 一

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	石田真敏様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	吉川貴盛様
国土交通大臣	石井啓一様

発議第3号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活

に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

令和元年（2019年）6月28日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 岡 田 美 津 子

〃 杉 原 利 明

〃 澤 井 信 秀

〃 山 村 恵 美 子

〃 鈴 木 深 由 希

〃 藤 井 憲 一 郎

〃 新 田 真 一

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

財務大臣 麻 生 太 郎 様

総務大臣 石 田 真 敏 様

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

内閣官房長官 菅 義 偉 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

茂 木 敏 充 様

内閣府特命担当大臣（地方創生，規制改革，男女共同参画）

片 山 さつき 様

衆議院議長 大 島 理 森 様

参議院議長 伊 達 忠 一 様

発議第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は，子育て支援策の充実と保育人材の確保，高齢化が進行する中での医療・介護等の社会保障への対応，地域交通の維持等，果たす役割が拡大する中で，人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応，大規模災害を想定した防災・減災事業の実施等，新たな政策課題に直面している。

一方，地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で，新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており，人材確保を進めるとともに，これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

政府の「骨太2018」では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ，2019年度の地方財政計画でも，一般財源総額は6兆7,072億円（前年比+1.0%）となり，過去最高水準となった。

しかし，一般財源総額の増額分も，保育の無償化等の国の政策に対応する財源

を確保した結果であり，社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには，さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため，2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては，歳入・歳出を的確に見積もり，人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため，政府に以下の事項の実現を求める。

- 1 社会保障，災害対策，環境対策，地域交通対策，人口減少対策等，増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し，これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度，地域医療の確保，地域包括ケアシステムの構築，生活困窮者自立支援，介護保険制度や国民健康保険制度の見直し等，急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ，保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は，地域によって人口規模・事業規模の差異，各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり，廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について，引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については，地方団体と協議を進め，林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地域間の財源偏在性の是正のため，偏在性の小さい所得税・消費税を対象に

国税から地方税への税源移譲を行う等，抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に，各種税制の廃止，減税を検討する際には，自治体財政に与える影響を十分検証したうえで，代替財源の確保をはじめ，財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り，市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握，小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策を講じること。

9 依然として4兆円規模の財源不足があることから，地方交付税の法定率を引き上げ，臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10 自治体の基金残高を，地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

令和元年（2019年）6月28日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 桑 田 典 章

〃 横 光 春 市

〃 黒 木 靖 治

〃 弓 掛 元

〃 藤 岡 一 弘

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	石 田 真 敏 様
文部科学大臣	柴 山 昌 彦 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様

発議第 5 号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

1月25日、中央教育審議会は、「学校の働き方改革」について文部科学大臣に答申を行った。答申では、教員の勤務時間の把握をはじめ、学校の業務のうち14項目について教員の業務軽減を求めている。また、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（上限ガイドライン）」は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法（給特法）」のもとで勤務時間管理が不十分であった学校現場に時間外勤務の上限目安を設けることで、長時間労働の縮減を図ろうとするものである。

「学校の働き方改革」の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへのゆたかな学びを保障することにつながる。「上限ガイドライン」はあくまで規制をかけるものであり、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ「働き方改革」につながらない。これには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じるよう強く要請するものである。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

令和元年（2019年）6月28日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 助 木 達 夫

〃 池 田 徹

〃 亀 井 源 吉

〃 宍 戸 稔

〃 新 家 良 和

〃 齊 木 亨

〃 伊 藤 芳 則

〃 片 岡 幸 治

主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や
条例整備と施策を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
農林水産大臣	吉 川 貴 盛 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様
広島県知事	湯 崎 英 彦 様
広島県議会議長	中 本 隆 志 様

発議第6号

主要農産物(米・麦・大豆)の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書(案)

主要農産物種子法は、昭和27年(1952年)に二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律である。以来、農家の安定的な経営のため、都道府県の各地域の風土にあった品種が開発され、現在、米の種子は100%自給している。この主要農産物種子法は、平成30年(2018年)3月末日をもって廃止された。

政府は主要農産物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしているが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律であり、主要農産物種子法による法的根拠を失った都道府県は予算措置ができず、各地域の風土にあった品種の開発・保全・供給を、いずれ放棄してしまうことが心配され、種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることになる。

また、農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進しており、民間事業者に今まで国が行ってきた役割を託するためと考えられる。しかし、これは、日本人が先祖から受け継いできた種子や、今まで国民の税金で維持管理してきた品種の情報を、民間企業に提供することになり、この情報をもとに開発された品種の知的所有権は種苗法により民間企業のものとして25年間守られ、農家はその間自家採取ができなくなる。これでは種子の公共性

が著しく失われ、ひいては農業・農村の有する多面的な機能も失われる。

規制緩和は民間の活力が投入されてよい点は多々あるが、基幹作物の種子に関しては、国民の食の権利を守るという観点からも、官の役割が必要と考える。

主要農産物種子法廃止にあたり、参議院では付帯決議として「都道府県での財政措置」「種子の国外流出の禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められている。

国民の食の権利と安全を守り、農業・農村の持続的発展を維持するために、公共財としての日本の種子を開発・保全・供給するための新たな施策を次のとおり強く要望するものである。

- 1 国にあっては、公共財としての日本の主要農産物の種子を開発・保全・供給するための新たな法整備を行うこと。
- 2 広島県にあっては、公共財としての主要農産物の種子の開発・保全と供給するための広島県条例制定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

令和元年（2019年）10月1日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 桑 田 典 章

〃 横 光 春 市

〃 黒 木 靖 治

〃 弓 掛 元

〃 藤 岡 一 弘

発達障害児の早期診療の対応を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 東 昭 子 様

発議第7号

発達障害児の早期診療の対応を求める意見書（案）

発達障害者支援法が2005年4月に施行され、その後2016年8月には同法の改正も行われ、発達障害の支援の充実が図られているものの、近年、発達障害のある方の増加は続いている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など、発達障害への対応が緊急の課題となっている中、広島県内では、子どもの心身の発達診療を受けるには、初診の予約が数ヶ月先という状態である。

特に増加が著しい未就学児においては、自閉症などの発達障害の認知度が高まり、受診を望む保護者が増加する一方、診療できる医師が少なく、医療機関の連携も手薄なため、特定の病院に集中しがちなことが背景にある。

広島県においては、発達障害の初診の1ヶ月以上の待機者を「2022年度にゼロにする」目標を掲げているが、よりきめ細かな対策を実施するには診療体制の充実と、国・県・市区町村の役割も極めて重要であり、発達障害児支援のネットワークづくりが求められる。

そのために、次の項目を早急に実施するよう強く要望する。

- 1 発達診療を早期に受けられるための診療体制の充実と、人材の養成及び確保に向け早急な対応を図ること。
- 2 各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月1日

三 次 市 議 会

発達障害児の早期診療の対応を求める意見書

発達障害者支援法が2005年4月に施行され、その後2016年8月には同法の改正も行われ、発達障害の支援の充実が図られているものの、近年、発達障害のある方の増加は続いている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など、発達障害への対応が緊急の課題となっている中、広島県内では、子どもの心身の発達診療を受けるには、初診の予約が数ヶ月先という状態である。

特に増加が著しい未就学児においては、自閉症などの発達障害の認知度が高まり、受診を望む保護者が増加する一方、診療できる医師が少なく、医療機関の連携も手薄なため、特定の病院に集中しがちなことが背景にある。

広島県においては、発達障害の初診の1ヶ月以上の待機者を「2022年度にゼロにする」目標を掲げているが、よりきめ細かな対策を実施するには診療体制の充実と、国・県・市区町村の役割も極めて重要であり、発達障害児支援のネットワークづくりが求められる。

そのために、次の項目を早急を実施するよう強く要望する。

- 1 発達診療を早期に受けられるための診療体制の充実と、人材の養成及び確保に向け早急な対応を図ること。
- 2 各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。

令和元年（2019年）12月18日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 大 森 俊 和

〃 亀 井 源 吉

〃 宍 戸 稔

〃 新 家 良 和

〃 杉 原 利 明

〃 澤 井 信 秀

〃 鈴 木 深由希

〃 藤 井 憲一郎

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 東 昭 子 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
防衛大臣	河 野 太 郎 様

発議第 8 号

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

在日米軍の兵士らによる事件・事故は、旧日米安保条約が発効した 1952 年から現在までに全国で 21 万件を超え、日本人の死者は 1093 人に達している。中でも、沖縄での事件・事故が圧倒的多数を占めていると言われている。

こうした事件・事故の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際日本側に立ち入り権のないこと、刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定がある。

全国知事会は、2018 年 7 月、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択した。これは、2016 年に故翁長雄志沖縄県知事が全国知事会に要望して設置された「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」において、2 年間にわたって研究、検討された内容を踏まえて出された画期的な提言である。その後、2019 年 7 月時点での全国自治体の意見書採択は 7 道県と 152 市町に達している。

日米地位協定によって、米軍関係者の事件・事故の中には刑事責任を問うことができず、住民が危険を訴える訓練をとめることができない。オスプレイが航空法で定められた最低安全高度を違反して訓練している実態をとめられない。また基地内で環境汚染が発覚しても、米軍に立ち入りを拒否される状態である。

にもかかわらず、日米地位協定は、1960 年に締結されてから一度も改定されておらず、日本政府は改定交渉を提起したこともない。

米軍が駐留しているドイツやイタリアでは、受け入れ国が基地の管理権を確保

し、自国の国内法を米軍に適用している。日米地位協定は余りに不平等と言わざるを得ない。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国は、日米地位協定を抜本的に見直し、基地提供の期間や使用目的など条件の明記、米軍への国内法の原則適用、基地内の事故現場での日本側の立ち入りなどを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月18日

三 次 市 議 会